

会 議 要 録

会 議 名		令和 8 年度 第 2 回 小平市青少年問題協議会
日 時		令和 8 年 6 月 1 7 日（木）午後 2 時 0 0 分～午後 3 時 0 0 分
場 所		福社会館第二集会室
出席者 等	委 員	1 4 名（欠席者 2 名）
	事務局	こども家庭部長、こども若者みらい課長、こども家庭センター長、教育指導担当部長、こども若者みらい課こども政策担当係長、こども政策担当
傍 聴 人		4 名
会議 内容	1 開 会 2 議 事 （仮称）小平市こども条例について （1）（仮称）小平市こども条例の基本理念について （2）（仮称）小平市こども条例のこどもの権利について 3 情報交換・意見交換 4 その他 5 閉 会	
配付 資料	会議次第 資料 1 （仮称）小平市こども条例の基本理念について 資料 2 （仮称）小平市こども条例のこどもの権利について 参考資料① 読んでみよう！子どもの権利条約第 1 ～ 4 0 条 参考資料② こども基本法概要 参考資料③ こだいらこども・若者みらいプラン抜粋（基本的な視点）	

○ 会議内容等についての意見・質疑応答

5 議 事

(1) （1）（仮称）小平市こども条例の基本理念について

事務局	それでは、（仮称）小平市こども条例の基本理念及びこどもの権利を説明する前に、本日の議題の基礎知識となります、子どもの権利条約及びこども基本法について、まず初めにご説明させていただきたいと思います。 まず、「子どもの権利条約について」です。参考資料①「子どもの権利条約」第 1 ～ 40 条」をご覧ください。 子どもの権利条約は、子どもの基本的人権を保障するために定められた国際的な法律で 1989 年 11 月 20 日、今から 37 年前に国連総会で採択され、日本は 1994 年、32 年前に批准しています。 18 歳未満の子どもを「権利をもつ主体」と位置づけ、大人と同様、ひとりの人間としての人権を認めるとともに、こどもならではの、成長過程において必要な保護や配慮という権利も定めています。 条約の構成としましては、前文と 54 の条文からなっており、正式な名称を「児童の権利に関する条約」と言います。この条約全般にかかる基本的な考え方が 4 つの原則であり、条約すべての根幹となる考え方となるものです。この 4 つの原則がどのような考え方か、説明します。
-----	--

	まずの一つ目の原則 第2条 差別の禁止 です。 すべてのこどもは、みんな平等にこの条約にある権利を持っています。こどもは、国の違いや性の違い、どのような言葉を使うか、どんな宗教を信じているか、どんな意見をもっているか、心や体に障がいがあるかないか、お金もちであるかないか、親がどういう人であるか、などによって差別されません。 つまり、こどもたちを取り巻く差別を禁止し、どんな理由であってもこどもたちが差別を受けないように保護することを定めています。ここでいう差別には、例示されたようなあらゆる差別が含まれます。「自分たちと違うから」といった理由で差別することも、許されません。 続きまして、二つ目の原則が、第3条 子どもの最善の利益 です。 こどもに関係のあることが決められ、行われるときには、子どもに最も良いことは何かを第一に考えなければなりません。 つまり、こどもに関わるすべてのことは大人の都合で勝手に決めてはならず、「子どもの最善の利益」を優先することが定められています。「何がこどもにとってもっとも良いことか」を、一番先に考えなければならないということになります。 三つ目の原則が第6条 生きる権利・育つ権利 です。 すべてのこどもは、生きる権利・育つ権利をもっています。 すなわち、すべての人間は、生まれながらにして「生きる権利」を持っています。飢えや病気、戦争などで命を落とすことなく健康に、また、住まいや食べ物などに困らず暮らせるよう、保護者による養育は基より、社会保障が受けられる必要があります。もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。 最後、四つ目の原則は 第12条 意見を表す権利 です。 こどもは自分に関係あることについて、自由に意見を表す権利をもっています。その意見はこどもの発達に応じて、十分に考慮されなければなりません。 言い換えますと、こどもは自分に関わることすべてに、自分なりの方法で意見を表明する権利があり、意見とは、いま考えていることや願っていること、不安な感情、悲しい気持ちなどあらゆるものが含まれます。こどもが意見を言える場をつくり、こどもの声を聴いてそれを考慮する必要があります。 以上が子どもの権利条約全体にかかる基本的な考え方となる4原則についての説明となります。 この4つは条約にそれぞれひとつひとつの条文として盛り込まれていますが、条約全体の基本となる考え方となるものです。 例えば、第24条「健康・医療への権利」では、こどもは、健康でいられ、必要な医療や保健サービスを受ける権利をもっています、とあります。この権利が「第2条 差別の禁止」にある性別や国籍で差別されていないか、また、「第3条 子どもの最善の利益」にある、それがこどもにとって、もっとも良いことかということが考えられているか、という考え方が前提にあって、成り立つ権利であるということです。ここまでのこどもの権利の4原則の説明です。 続いて、こどもの権利4原則をもとにした、また別の捉え方であるこどもの4つの権利について説明します。
--	---

	この子どもの権利条約全体にかかる4原則の基本となる考え方をもとに、条約に規定されているこどもの権利は4つのグループに分類されます。4つ権利とは「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」となります。例えば、生きる権利は第6条「生きる権利・育つ権利」、第24条「健康・医療への権利」、第25条「施設に入っている子ども」、第26条「社会保障を受ける権利」、第27条「生活水準の確保」などがあります。 参加する権利は、第12条「意見を表す権利」、第13条「表現の自由」、第14条「思想・良心・宗教の自由」、第15条「結社、集会の自由」、第16条「プライバシー・名誉の保護」、第17条「適切な情報の入手」などがあります。 育つ権利は、第23条「障がいのある子どもが教育や訓練、保健サービスなどを受ける権利をもっていること」、第28条「こどもは教育を受ける権利があること」、第29条「教育は、こどもが自分の持っている能力を最大限に伸ばし、人権や平和、環境を守ることなどを学ぶためのものであること」、第31条「こどもは、休んだり、遊んだり、文化芸術活動に参加したりする権利をもっていること」などがあります。 守られる権利は、第19条「あらゆる暴力からの保護」、第32条「経済的搾取・有害な労働からの保護」、第34条「性的搾取からの保護」、第35条「誘拐・売買からの保護」、第36条「あらゆる搾取からの保護」、などがあります。 続きまして、子どもの権利条約の精神にのっとり施行されました、こども基本法の基本理念について説明します。 参考資料②「こども基本法概要」をご覧ください。 日本は子どもの権利条約を今から32年前の1994年に批准しましたが、当時、日本では“子どもの権利は守られるべき”と定める法律は整備されませんでした。 現在のこどもを取り巻く状況としましては、少子化が進む一方で、児童虐待通報件数は増加しており、いじめ・自殺・不登校・貧困など、こどもに関する環境は厳しいものとなっています。 こどもに関する法律としましては、「児童福祉法」「少年法」「教育基本法」などがすでに存在していましたが、こどもを権利の主体とし、権利を保障する総合的な法律は存在していなかったことから、日本国憲法および児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども施策を総合的に推進することを目的としたこども基本法が令和5年4月1日に施行されました。 こども基本法では、6つの基本理念をもとにこども施策を推進するものと定められております。 6つの基本理念は子どもの権利条約の考えに基づいたものとなっています。 「すべてのこどもは大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないこと」、「すべてのこどもは、大事に育てられ、生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、平等に教育を受けられること」「年齢や発達の程度により、自分に直接関係することに意見を言えたり、社会のさまざまな活動に参加できること」、「すべてのこどもは年齢や発達の程度に応じて、意見が尊重され、こどもの今とこれからのにとって最も良いことが優先して考えられること」、「子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが十分に行われ、家庭で育つことが難しいこどもも、家庭と同様の環境が確保されること」、「家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくること」
--	--

	このように、こども基本法では、日本国憲法および児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども施策を総合的に推進することを目的としています。 こども基本法は、こども施策の基本理念のほか、こども大綱の策定やこども等の意見の反映などについて定めています。 以上が こども基本法の基本理念についてです。
事務局	つづきまして議題２（１）「（仮称）小平市こども条例の基本理念について」について説明します。 （仮称）小平市こども条例の基本理念については、子どもの権利条約の趣旨が盛り込まれているこども基本法の基本理念に基づき作成したこだいらこども・若者みらいプランの基本的な３つの視点も踏まえて、こども条例の基本理念（案）としています。 まず一つ目が、「１ すべてのこどもは、差別や偏見を受けず、権利の主体として尊重されるとともに、それぞれの成長と発達に応じて必要な支援を受けることができる。」としています。 市では差別や偏見を受けず、こどもが権利の主体としてあたり前に尊重され、こどもの状況に応じた必要な支援が将来にわたって継続されることが、いつ何時もこどもが安心して育つうえで必要なことであることから、１つ目の基本理念として掲げることを考えています。こだいらこども若者みらいプランでの基本的視点では「視点２ こども・若者・子育て当事者の視点を尊重する。こども・若者と子育て当事者が安心して生活できるよう、それぞれの状況に応じて必要な支援を切れ目なく行い、十分に支援します。」につながります。 ２つ目の基本理念は「２ こどもに関係のあることについて、こどもにとって最も良いことは何かを第一に考える。」としています。こどもに関わるすべての人、こどもを含めた市民等、保護者、こどもに関わる施設、団体を含む事業者等、そして市が、こどもに関することを決めたり、行ったりするときには 必ずこどもにとって最もいいことかどうかを第一に考える姿勢と、こどもに関わるすべての人に浸透することが大切なことであるとの考えから、市では２つ目の基本理念の案として挙げています。こだいらこども若者みらいプランでの基本的視点では、「視点１ こども・若者の最善の利益を図る こども・若者と子育て当事者の視点を尊重し、最善の利益の実現を図るとともに、こども・若者の自己実現を後押しします。」につながる内容です。 ３つ目の基本理念は、「３ すべてのこどもは、自分に関係のあることについて、意見を表明する機会が確保されるとともに、年齢や発達の程度に応じて、その意見が尊重される。」としています。 市では、すべてのこどもが自分に関係することについて、意見を言ってもいいし、言わなくてもよく、きちんと意見を言える場が確保されることが、そしてその意見が大切に扱われることが、こどもに関するすべての人に理解されることが重要であると捉え、基本理念の３つ目の案としています。 こだいらこども若者みらいプランでの基本的視点に具体的にこの内容が入っているものではありませんが、広く捉えると、視点１のこども・若者の最善の利益を図るものとして、こどもにとって意見を表明する機会を確保されることが、そしてその意見が尊重されることも含むものであるということが出来るものと考えています。 ４つ目の基本理念は、「４ こどもが将来への夢と希望を持って、安心し

	て幸せな生活を送ることができるよう、地域全体でこどもを守り、育てる環境を整備する。」としています。市では、こどもが将来に向けて夢や希望を持ち、安心して幸せに生活を送ることができるよう地域を構成するすべてのメンバーが、こどもを温かく見守り、子育て家庭が安心してこどもを育てられる環境そして気運醸成がはかれることが普遍的に重要なことであると捉え、4つ目の基本理念の案としています。こだいらこども若者みらいプランでの基本的視点では、「視点3 地域全体でこども・若者の育ちを応援する 行政をはじめとして関係機関・団体、事業者など地域の多様な主体が相互に協力し、こども・若者が自立して社会生活を送ることができるようになるまで地域全体で支えます。」につながるものとして考えております。 以上、こども条例の基本理念4つについての説明となります。
委員	基本理念の2点目に、こどもにとって「最も良いこと」と書かれています。が、他自治体の条例では、「最善の」といった言葉を使っているようです。あえて「一番良いこと」としたことについて、どのような意図があるのでしょうか。
事務局	こどもにも伝わりやすいような文言として、「最も良いこと」とし、より伝わりやすい表現としました。
会長	「年齢や発達の程度に応じて、その意見が尊重される。」とは、具体的にどういうことを指しているのでしょうか。
事務局	一概に「こども」といってもそれぞれ発達段階に違いがありますので、それに応じた意見として大人が汲み取り、大切にその意見を扱うということです。
会長	その子の年齢に対する発達段階を大人が汲み取り、その意見も尊重するということでしょうか。子どもの権利条約第12条では「十分に考慮される」という文言となっていますが、「考慮する」「配慮する」「尊重する」といったことは理念としては同じなののでしょうか。
事務局	理念として同様の考え方であると捉えています。
委員	「安心して幸せな生活を送ることができるよう、地域全体でこどもを守り」とありますが、こどもを守る主体的となるものは家庭ではないのでしょうか。その中で地域がカバーしていくものと考えますが、いかがでしょうか。
事務局	こども基本法の基本理念にあるとおり、子育ては家庭が基本となるものと考えていますが、地域の協力があることにより、こどもたちが安心して生活を送ることができるものと捉えています。
委員	現在は、家庭のなかで不安を感じているこどもが多くなっています。そのため、やはり家庭が子育ての主体を担うことで、こどもたちが安心して自由に意見が言える環境作りということが必要ではないかと思います。
委員	今の意見については私も納得しながら聞いていました。 ただ、家庭の状況がそれぞれ異なるなかで、それを担うことが出来ない家庭もあるかと思います。ですので、もう少し広く捉えるのだとすると、地域や家庭ではなく、社会とすることはいかがでしょうか。地域や家庭、学校も含めて一つの社会です。こどもたちを取り巻く環境となると、社会という表現の方が網羅されるのではないかと思います。
事務局	言葉の使い方については、いただいたご意見を考慮して、検討させていただきます。

委員	私も今の意見に同意します。家庭をあまり強調してしまうと、読み取り方によってはプレッシャーに感じてしまうこともあるかもしれませんので、社会全体で子どもを守るという意味となるようにしたほうが良いのではないかと思います。
委員	基本理念の4項目の順番については、何か意図があるのでしょうか。
事務局	項目の順番については、子ども権利条約の並びを参考にしています。

(2) (仮称) 小平市子ども条例のこどもの権利について

事務局	こどもの権利については、子どもの権利条約の「4つの原則」をベースとした案としています。 「こどもの権利の保障」は、「すべてのこどもは、児童の権利に関する条約及びこども基本法に基づき、権利の主体として尊重され、あらゆる場面でその権利が保障される。次に掲げる権利については、最も基本的な権利として特に大切にされなければならない。」と、4つの権利を保障するものです。 「差別の禁止」は、すべてのこどもは、その基本的人権が保障され、家庭の環境、経済的な状況、障がいの有無、性別などによって差別を受けることはない。すべてのこどもの人権はきちんと守られ、家庭や経済的な状況、障がいの有無、性別などあらゆる差別は許されないことを明文化しています。さまざまな差別は主なものにとどめ、シンプルに伝わるようにしています。子どもの権利条約の第2条をもとにした権利です。 「こどもの最善の利益」は、すべてのこどもは、年齢や発達の程度などに応じて、その最善の利益が優先して考慮される。すべてのこどもは、こどもの状況に応じて、そのこどもにとって一番いいことを優先して考慮されることがこどもの権利において、重要なことであることから、二つ目の権利としています。子どもの権利条約の第3条をもとにした権利です。 「生きる権利・育つ権利」は、すべてのこどもは、その生命や身体が守られ、成長や発達のために必要な支援を受けることができる。すべてのこどもは、生まれもった能力を十分に伸ばして成長することができ、そのための支援を当然に保障されることがこどもの権利として大切と考えることから、三つ目の権利としてあげています。子どもの権利条約の第6条をもとにした権利です。 「こどもの意見の尊重」は、すべてのこどもは、自分に関係のあることについて意見を表明する機会が確保されるとともに、年齢や発達の程度などに応じて、その意見が尊重される。市では、すべてのこどもが自分に関係することについて、きちんと意見を言える場が確保されること、そしてその意見が大切に扱われることが、こどもに関するすべての人に理解されることが重要であると捉え、四つ目の権利としています。子どもの権利条約の第12条をもとにした権利です。 以上、小平市の条例におけるこどもの権利ですが、条例ではこどもの権利について、広く大きくかけ、こどもの持つことができる様々な権利を包含し、子どもの権利条約の4原則を基本的考え方とした4つの権利を基礎とした案としています。
委員	「年齢や発達の程度に応じて」、という言葉がしっくりこない感じです。他市お条例を参考にすると、「年齢と発達の程度に応じて意見を表明する機会や社会的活動に参画する機会が確保されていること」ということと同じ意味でしょうか。 また、「最善の利益」「こどもにとって最も良いこと」とは同じ意味なのでしょうか。

委員	「年齢や発達 の程度に 応じて」については、他市の条例と同じ意味合いです。また、「こどもにとって最も良いこと」は「最善の利益」を簡単な言い回しとして使っています。
委員	同じ意味であれば、統一したほうが良いと感じました。
委員	すべてのこどもは、年齢や発達 の程度などに 応じて、その最善の利益が優先して考慮される。とありますが、終わり方が考慮されるといういい方であると、少し弱いイメージがあります。こども・若者みらいプランのように、「最善の利益の実現を図る」といった表現であれば、積極的にこどもにとって最善の利益を獲得させようという動きが見られるのではないかと感じました。
事務局	言葉の使い方については今後検討していきます。
委員	こどもの権利の項目が、「差別の禁止」や「こどもの最善の利益」などとなっており、何についての権利の項目であるのか少し分かりづらいです。もう少し権利というものを重視した文章にしていだきたいと思いました。
事務局	小平市のこども条例におけるこどもの権利については、こどもの権利条約の4原則を基に案を作成しています。具体的な権利につきましては、こどもの権利に関するリーフレットなどを作成し、みなさまにお伝えできるようにしていきます。
会長	こどもの権利についての項目については、包括的に記述している市もあれば、細かく権利について明記している市もあるようです。今の事務局からの説明では、小平市としては子どもの権利条約をに基づいた包括的なものとし、今後、リーフレットなどで具体的に示していくことでした。
委員	こどもの権利についての項目は、これが全てと捉えてよろしいでしょうか。他市の条例によつては、より細かく構成されているところもありますが、小平市ではシンプルなかたちでまとめた、ということによろしいのかお伺いしたいです。
事務局	こどもの権利については、本日お示しした項目が一つの章となり、その中に4つの条文が含まれるという案となっております。
委員	小平市のこども条例について、章立てはどのようなものを考えているのでしょうか。
事務局	第1回青少年問題協議会でお示ししましたが、想定される条例の章立てとしては、第1章 総則、第2章 こどもの権利、第3章 市、市民等、保護者、こどもにかかわる施設及び事業者等の役割、第4章 こども施策に関する基本的事項、第5章 こども施策の推進体制、第6章 小平市こどもみらい会議、としております。

3 情報交換・意見交換

委員	こどもの権利に関して、正しくない捉え方をして、こどもの権利を主張してくるこどももいることが気になります。 権利があるから、ゲームを何時間でもやってもいいんだということや、遅くまでスマートフォン使っても良い権利があるんだ、といった捉え方をすることもあるのでは、正しい権利のあり方についても同時に周知していく必要があるのではないかと思います。
委員	本日、小平市が示したこどもの権利について、こどもの権利条約における4原則をまとめた作り方は、すっきりしていて良いのではないかと思います。 今後、こども向けや大人向けのリーフレットを作成し、それを使いながら周知していくと、理解が深まるのではないのでしょうか。 また、こどもの権利をしっかりと社会が守れるようになってほしいと思っています。家庭の環境や家庭の役割はとても大きいと思っています。現在、不登校となっているこどもが、年々増加している状況です。ただ、学校に行くことが全てじゃなくて、不登校のこどもでも、社会的自立という目標に向けて成長していることが見てとれます。ただ、学校というところは、多くのこどもや大人がいて、社会性を育てる上では大きな役割を担っています。家族としか関わらないと、なかなか社会性を身に着けることが難しいこともあるので、学校とは違うコミュニティなどで社会性を育てるような働きかけの必要性も感じます。 子どもの権利条約や小平市で制定するこども条例についても、当事者にいかに浸透させるかということが大事なのではないかと思います。良いものを作っても、それが届かなかったり、内容を見てもらえなかったら効果がないので、いかに浸透させるかということと一緒に考えていきたいなと思っています。
委員	私の高校では、各種行事が終わり、現在は夏休み前で、生徒の皆さんは学習や部活動に一生懸命取り組んでいる状況です。 学校でも集団生活する上では、自由と規律、権利と義務のバランスを保つのが難しいと感じます。 本校の生徒は基本的に落ち着いた穏やかな雰囲気です学校生活を送っていますので、この環境の中で自分の希望を実現するための取り組みを行ってほしいと思っています。
委員	児童養護施設では、家庭でいろいろな事情があるこどもたちを預かっているので学校に通えていないこどももいます。 私達の施設では、なぜこの子が学校に行けないのか、どうアプローチしていけば良いのかということチームでやりますが、一般の家庭では、どうアプローチするかということが非常に難しいのではないかと感じます。 また、こどもたちの権利を守って、こどもが自分の意見をちゃんと表明することができたり、自分自身が生きる権利を持っていることを前向きに捉えてもらうことは非常に難しいことだと感じました。 早い段階で相談できる場所などを家庭にアウトリーチし、つないでいくことが大事になってくると感じます。
委員	7月は社会を明るくする運動の強化月間となっており、7月1日に各学校訪問を行い、情報交換を行いますのでご協力お願いします。また、中学校にはひまわりの作文の依頼をさせていただきます。駅頭の活動は今年から10月30日の16時30分に変更となりました。日にちが近くなったら事務局から連絡させていただきます。

委員	青少年委員会では、青少年リーダー養成講座を実施しており、レクリエーション等を通じて主に野外活動を中心にこどもたちと活動しています。今年度から猛暑を理由にキャンプが中止になったりしており、社会の事情でこどもたちがやりたいことが狭まってしまっているのが現状です。また、ボーイスカウトの活動では、学校に行けないこどもたちの参加が増えてきおり、それが居場所になるのかなと思っています。
委員	大学生として、中学校の学習支援を行っていますが、自分が支援している中学校では不登校の生徒が多く、空き教室を利用して、授業の時間帯に過ごすことが出来る場所があります。 不登校には、様々な理由がありますが、空き教室での過ごし方として勉強して過ごすより、学校に来てもらえることを優先して好きに過ごしてもらっているような現状があります。もちろん学校に来てもらうことが大事ではありますが、勉強が疎かになったら良くないなと思います。また、生徒と先生との距離感に関して、先生に対し軽い口調を使うようなこともあり、先生を尊重できてないことも感じますので、こどもの権利によってこどもを尊重するとともにこどもたちにも、人を尊重することを伝えることができれば良いなと思います。
委員	ファミリー・サポート・センターでは先週から提供会員の養成講座が始まっており、今回は8名の方が受講していますが、最近は提供会員さんの退会が多く、毎年10名近く減ってきているのが問題です。 子どもを守っていくということに関してはとても重要なことであるということを感じています。少しリフレッシュしたいということで使いたい方もいれば、育児ノイローゼに近いような状況になっている方の利用も多くあります。 最近は親のこどもに対する不適切な行動がSNSなどで拡散され、そのような場合は、すぐにでも親子を引き離すべきだ、といった意見が飛び交うような時代になっています。そのようなことにならないよう、地域の子育てボランティアのような人が家庭に1日1時間でも入るようなことで守っていけることもあるのではないかと思います。
委員	小平市こども条例について、個人的には子どもの権利条約の原則に則した内容を、小平市として保証していくということを宣言するというような形であればこの方向性で私は良いのではないかと思います。 詳しく事細かに権利を規定していく方法もあるかと思いますが、そのように分けてしまうと、個別の権利について有無が生じてしまうことも懸念されます。 条例では権利をより広く捉え保障し、リーフレット等を活用し、詳しく説明していけば、条例の条文にわざわざ書き込むことは必要ないのかなと感じました。
委員	最近は、新聞や本を読むこどもが少なくなっており、広く情報を得ることが出来ない状況にあるのではないかと感じます。 広く集めた情報を自分で選択していく力をどのようにつけていくことができるのか、ということが大きな課題であると思います。 その大きな役割を果たすことができるのは、学校や家庭であるのではないのでしょうか。
委員	息子にはこどもが二人おり、子育てに悩んでいます。上の子と下の子が喧嘩していて、叱るときも手を出してしまえば虐待を疑われてしまうこともあります。 こどもも生きる権利、育つ権利、守られる権利があるため、親も成長する必要があります。子育てする中で、これまで受けてきた教育をどう生かすかが問われているのだと思います。 マンション住まいだと騒音を気にして家では十分に遊ばせられないため、公園に連れ出しているようです。そういった制限が積み重なり、ストレスを溜めている

	ようです。家庭は小さな社会、こどもの成長を支える場所。より良い子育てをしてほしいので、自分自身もこういった場で学び、家族を応援したいです。
委員	この条例案を作ったあと、どのように広めていくかが大事だと思います。こどもが権利を正しく捉えるためには、きちんと教育することが必要だと思います。権利主張の強い今の時代に、間違った捉え方をされ、変に権利を主張したりしないよう、広め方も重要と考えます。
委員	青少年対策地区委員会では学校によってはPTAが廃止となったり、保護者の協力を得られないなど、困難な状況があります。核となるメンバーが4、5名しかいませんが、こどもの喜ぶ顔を見ると、もっと活動に参加してもらいたいと思います。 最近、なんでも地域に課される状況があり、地域の負担が重くなっていると感じます。改めて地域について考えるとき、地域とはこども、保護者、周辺の人たちすべてを含むものだと思います。そういった意味でも、こどものうちから地域という意識を持ってもらう必要があると感じます。 こどもの人権に関しては、人権擁護委員として小学校を回る中で、権利について話すとき、こどもたちも関心を持って聞いてくれます。権利の存在を示すだけではなく、なぜその権利が与えられているのかを共に知らせることが大切だと思います。なぜなら権利は信頼関係のなかでこそ力を発揮するものだからです。そういった意味でも地域のつながりを大切に、今後も活動していきたいと思います。
会長	私は大学で教員を育てる仕事をしておりますが、都の採用試験が始まろうとしているこの時期、大学教員の間ではどんな学生に教員になってほしいかという話題が持ち上がります。私たちは、教育実習で厳しい指導を受けた際、それを前向きに受け取ろうとしている学生や一瞬落ち込むことがあっても、それが自分のためを思っている指導であると受け取れる学生に教員になってほしいと願っています。今は厳しいことを言いにくい時代ですが、耳障りの良いことだけではなく、厳しいこともきちんと伝えてもらえること、それを前向きに受け止められること、これが本当の意味でこどもにとって良い社会だと考えます。小平こども条例がそれを促すものとなってほしいと思います。